

佐賀県選挙管理委員会告示第四十二号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

選挙区	選挙運動に関する支出金額の制限額
佐賀県第一区	二二一、六四一、七〇〇円
佐賀県第二区	二二一、五〇〇、八〇〇円
佐賀県第三区	二二一、五二三、三〇〇円